

## 平成28年4月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成28年4月22日（金）午後3時00分
- 2 閉 会 平成28年4月22日（金）午後5時30分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 議 案
  - 報告第1号 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - 報告第2号 三木市学校給食調理場条例の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 報告第3号 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 報告第4号 市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について
  - 議案第1号 三木市立歴史資料館条例の施行期日を定める規則の制定について
  - 議案第2号 三木市立歴史資料館規則の制定について
  - 議案第3号 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 5 報告事項 市長の権限に属する事務の補助執行について
- 6 そ の 他  
次回教育委員会定例会の開催日時について
- 7 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員 1番 委 員 長 里 見 俊 實

事務局	2番	委員長職務代行者	水島慶子
	3番	委員	井口徹
	4番	委員	石井ひろ美
	5番	委員（教育長）	松本明紀
		教育企画部長	西本則彦
		こども未来部長	永尾勝彦
		こども未来部参与	岩崎恵
		教育政策課長	大西真一
		教育環境整備課長	貞松保夫
		文化スポーツ振興課長	堀内基代
		図書館長	伊藤真紀
		学校教育課長	横田浩一
		教育センター所長	大東豊
		就学前教育・保育課長	成瀬拓生
		子育て支援課長	井上典子
	教育政策課主査	五百蔵一也	
	教育政策課主任	橋本祥子	
傍聴者	0人		

\*\*\*\*\*

### 1 開 会

委員長が、平成28年4月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

### 2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と松本教育長を指名した。

\*\*\*\*\*

### 3 会議録の承認

委員長が、平成28年3月定例会（16日開催）及び臨時会（4日、11日及び28日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認

された。

\*\*\*\*\*

#### 4 議 案

**【報告第1号】** 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条3項の規定により、臨時に代理をしたので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。制定理由は、条例の改正及び所管事務の変更・追加に伴い、教育委員会事務局の事務分掌を整理するものである。

委員長が、報告第1号について採決を行い、原案のとおり承認された。

**【報告第2号】** 三木市学校給食調理場条例の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○貞松教育環境整備課長が次のように説明した。

三木市学校給食調理場条例の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条3項の規定により、臨時に代理をしたので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。制定理由は、三木市立口吉川学校給食共同調理場の廃止に伴う、調理業務及び職員に係る規定の整理を行うためである。

委員長が、報告第2号について採決を行い、原案のとおり承認された。

**【報告第3号】** 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育

長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の  
制定について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条3項の規定により、臨時に代理をしたので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。制定理由は、国の行政不服審査法等が改正され、不服申し立てに係る手続きが審査請求に一元化されたため、関係規定を整理するものである。

委員長が、報告第3号について採決を行い、原案のとおり承認された。

**【報告第4号】** 市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について

○貞松教育環境整備課長が次のように説明した。

市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条3項の規定により、臨時に代理をしたので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。制定理由は、三木市立口吉川学校給食共同調理場の廃止に伴い、規定を整理するものである。

委員長が、報告第4号について採決を行い、原案のとおり承認された。

**【議案第1号】** 三木市立歴史資料館条例の施行期日を定める規則の制定について

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

三木市立歴史資料館条例の施行期日を定める規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に

関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。制定理由は、三木市立歴史資料館の施行期日は、教育委員会規則で定めることとしているためである。

委員長が、議案第1号について採決を行い、原案のとおり可決された。

**【議案第2号】 三木市立歴史資料館規則の制定について**

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

三木市立歴史資料館規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。制定理由は、三木市立歴史資料館条例の施行に関し必要な事項を定める必要があるためである。前回会議において、いただいたご意見をもとに修正をしている。「条例施行」の文言は削除し、三木市立歴史資料館規則とした。また、入館料は「1,000円以内で教育長が定める額とする」を「ただし、教育長が必要と認めたときは、1,000円を超えて入館料を定めることができる」と幅を持たせた。次に、遵守事項の中で「インク等を使用しないこと」を削除し、「歴史資料館内で喫煙をしないこと」と修正した。喫煙スペースについては、県の受動喫煙防止法等に関する条例を基に館内禁煙とした。

(水島委員長職務代行者) 入館料は原則無料とのことだが、どこに記載されているのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 条例第5条に記載している。

(里見委員長) 館内は禁煙とのことだが、敷地内に喫煙所は設けるのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 敷地内に喫煙所は設けるつもりは今のところ無い。

(西本教育企画部長) 県の受動喫煙防止条例の中で博物館に類につい

ては、施設内禁煙もしくは敷地内禁煙のどちらかを選択することになっており、三木市立歴史資料館では館内禁煙を選択することとした。敷地内については特に指定はしない。

(里見委員長) 図書館はどうされたのか。

(伊藤図書館長) 施設内は禁煙で、施設外には喫煙所を設けていない。

委員長が、議案第2号について採決を行い、原案のとおり可決された。

**【議案第3号】 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について**

○大西教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。制定理由は、三木市立歴史資料館条例の制定に伴い、文書の記号を追加する必要があるためである。

委員長が、議案第3号について採決を行い、原案のとおり可決された。

## 5 報告事項

### ア 被顕彰者の決定について

○大西教育政策課長が次のように報告した。

中学校、小学校に基準額以上の寄附をいただいた1企業と1人の方に対して、三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈した。

○伊藤図書館長が次のように報告した。

基準額以上の寄附をいただいた1団体に対して、三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈した。

○横田学校教育課長が次のように報告した。

連合PTAの会長、副会長をそれぞれ基準年数務めていただいた3人の方に対して、三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈する。

○大東教育センター長が次のように報告した。

青少年補導委員として平成27年度で退任され、基準年数以上務めていただき、青少年健全育成に貢献された14人の方に対して、三木市教育委員会顕彰規則の規定に基づき、感謝状を贈呈する。

イ 諮問機関その他の附属機関の委員等の委嘱について

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

三木市スポーツ推進委員に関する規則の規定に基づき、27名をスポーツ推進委員に委嘱した。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間である。

○横田学校教育課長が次のように報告した。

学校保健安全法及び三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の規定に基づき、学校医等を委嘱した。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間である。

(里見委員長) 認定こども園や保育所については市長部局でやっているのか。補助執行の部分であるから報告がないのか。

(成瀬就学前教育・保育課長) 別所認定こども園や保育所にもある。

(永尾こども未来部長) 教育委員会に関係がないというわけではなく、報告が漏れていた。

○大東教育センター長が次のように報告した。

三木市青少年センター運営に関する規則の規定に基づき、150名を青少年補導委員に委嘱した。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間である。

ウ 教育環境整備課報告事項

○貞松教育環境整備課長が次のように報告した。

市立広野小学校エレベータ設置工事实施設計業務委託と市立三木中学校他3校屋内運動場非構造部材耐震化工事实施設計業務委託契約を締結した。工期は、平成28年4月1日から平成28年6月10日までである。

(里見委員長) 何年度の事業になるのか。予算は。

(貞松教育環境整備課長) 今年度の工事となる。国の補正予算があり、前倒しして平成27年度の3月補正で対応し、繰越明許したものである。

エ 文化スポーツ振興課報告事項

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

1,000人コンペを今年初めての事業として開催した。エントリー数は1,000人を超えたが、悪天候により参加者は1,000人をきった。また、上田桑鳩作品常設展示ケース除幕式を4月4日に実施し、みっきいホールに設置した。第1回歴史ウォークは、4月17日に法界寺の絵解き後に予定していたが、悪天候のため中止した。5月5日はみき歴史資料館がオープンする。また、6月4日は公益財団法人三木市スポーツ振興基金設立30周年記念イベントとして、松岡修造氏をお招きし、テニスのイベントをブルボンビーンズドームで行う。7月22、23日は第1回三木市レディースゴルフトーナメントをセンチュリー、三木ゴルフ倶楽部で実施する。

(石井委員) 松岡修造氏をお招きするイベントは本日までが募集期間となっているが、募集状況はどうか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 一般クリニックについては定員をオーバーしている。ジュニアについても達することができる予定。観覧希望の1200人は、300人を超えたぐらいである。

(石井委員) 募集期間の延長はあるのか。



(堀内文化スポーツ振興課長) 体育協会や来賓の参加があるのでもう少し人数は増えるが、数字が出てから方針を立てる。

(里見委員長) レディースゴルフの108名は出場が決定しているのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 6月に予選会を開き、出場選手が決定する。また登録選手の中から希望者を募る。

(里見委員長) 三木がゴルフのまちだとPRしていくのは楽しみなことだ。

#### オ 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

4月1日より読書マラソンサービスを開始した。目標の冊数をあらかじめ設定して達成度を確認しながらゴールを目指す。様々な本と出会い、達成感を味わってもらうことが目的の事業である。4月20、21日に修理ボランティア入門講座を実施した。9名の参加者があった。ブックスタート事業では、1歳半は48名、4か月は52名の参加者があった。4月23日から始まるこどもの読書週間に合わせて、中央図書館ではDVD上映会、青山図書館、吉川図書館では人形劇の公演を行う。図書館の利用者数は、前年度比の9%の伸びとなった。今年度は中央図書館を核としたネットワークを強化し、貸出冊数100万冊を目指す。学校図書館の貸出実績は学校ごとに利用差があるため働きかけをしていく。

(石井委員) 学校によって貸出数の差があるが、読書週間や先生の取組等の関係がなく0の学校があるのか。

(伊藤図書館長) 依頼の無い学校もある。図書担当の先生によっても変わる。

(横田学校教育課長) これは団体貸出しの数字である。例えば総合的な学習で調べ学習をする際に、団体でテーマにあうような書籍を貸出しするものであり、図書館を調べ学習の中心に位置づけした

教師がそのような形をとる。0冊の学校があっても読書活動に熱心ではないとは一概には言えない。

#### カ 学校教育課報告事項

○横田学校教育課長が次のように報告した。

第1回校園長会を4月14日に開催した。4月6日に第1回同和教育伝承講座を実施した。4月19日に全国学力・学習状況調査を実施した。平成28年度の生徒数は、小学校3,725名、中学校2,005名、特別支援学校16名、計5,746名である。昨年度と比較すると、小学校130名減、中学校30名減である。別所中学校校長の逝去の件については、4月17日付で教頭を校長職務代行者とし、学校支援のため、指導主事を派遣している。また、生徒や職員の心のケアのため、学校教育課のスーパーカウンセラーを派遣している。現在、後任の校長の配置の手続きを進めている。

#### キ 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

適応教室は今年度2名でスタートしている。4月13日に青色パトロールを実施した。5月14日に青少年補導委員の総会と新任の方の研修会を実施する。

#### ク 就学前教育・保育課報告事項

○成瀬就学前教育・保育課長が次のように報告した。

4月5日に別所認定こども園、保育所の入所式を行った。4月7日に第1回保育協会理事会を実施した。4月12日に公立幼稚園の入園式を行った。5月12日に第2回保育協会理事会を行う。平成28年度は平田幼稚園と自由が丘東幼稚園が閉園となり、7つの幼稚園16クラス304名。昨年と比較すると10名減となっている。別所認定こども園は7クラスの117名。昨年の別所幼稚園と別所保育所の合計人数と比較すると15名増。私立の認定こども園は11園で66クラス、1,470名。昨年よりも99名増となっている。公立保育所は3つ合わせて15クラスの239名。昨年と比べて18名減となっている。全体では2,130名、昨年と比較すると86名増となっている。

ケ 子育て支援課報告事項

○井上子育て支援課長が次のように報告した。

アフタースクールの年度当初637名が利用している。1年生で約39%、2年生で約34%、3年生で約20%である。小学生の17%が利用している。昨年と同月と比較し、低学年で32名増、高学年で58名増となっている。4月2日に自由が丘東アフタースクールが、自由が丘東小学校より旧自由が丘東幼稚園に移転した。4月25日に緑が丘アフタースクールが、緑が丘幼稚園より緑が丘小学校運動場内の専用建物に移転する。4月24日に引っ越しをする予定である。

コ 市長の権限に属する事務の補助執行について

○西本教育企画部長が次のように報告した。

補助執行に関する審議経過は、平成26年12月19日の定例教育委員会で、総合教育会議を市長部局に設置すること、こども未来部を設置し2部制とすること、市長の権限に属する事務を教育委員会事務局に補助執行させることについて協議いただいた。また、平成27年3月18日の定例教育委員会で、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務を教育委員会事務局に補助執行させる協議に同意すると議決いただいた。委員から、補助執行を受けた場合に、議案によっては教育委員会が議決機関となり得るかのご質問をいただいたが、補助執行を受ける事務の最終的な権限は市長にあるため、教育委員会で議決することはないと回答している。平成27年6月17日の定例教育委員会で、市長の権限に属する事務の補助執行に係る教育委員会会議での取扱い基準の制定を議決いただいた。

補助執行の根拠法令としては、地方自治法第180条の2において、機関から機関へ事務を委任する、あるいは機関の職員に事務を補助執行させることができる旨が規定されている。地方公共団体は、組織及び運営の合理化に努め、最小の経費で最大の効果を上げることが求められている。このため、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と地方公共団体としての一体性を保持することを目的として、事務委任または補助執行を行うものである。具体的には、平成27年4月から、別所認定こども園あるいは保育所の関係、子育て支援、児童福祉、大きく分けてこの3つを市長部局か

ら教育委員会へ補助執行として、教育委員会事務局の職員が事務を執行している。0歳から15歳までの切れ目のない子育て支援を行うことで、能率的な行政運営が可能となる。

事務委任と補助執行の比較については、事務の権限は、事務委任の場合は教育委員会に権限が移り、補助執行は権限は市長に留まり、事務の執行は教育委員会が行うものである。事務の基本方針等の決定及び責任の所在は、市長の権限に属する。

教育委員会の権限等については、効率的な行政運営の体制を保持することを目的に、事務の省力化や組織改編が柔軟に対応できる補助執行を採用した経緯を踏まえ、事務を執行するのみで権限を伴わない課題は残るが、教育委員会での協議により、市長へ意見を述べることで、市長と教育委員会との連携を図ることが可能である。今後とも、「市長の権限に属する事務の補助執行に係る教育委員会会議での取扱い基準」に従って運用していくとともに、総合教育会議での議論を深め、意思疎通を図っていく。

(里見委員長) 事務の基本方針等の決定は市長が行い、具体的な事務執行は教育委員会事務局が行うこととなり、その責任は市長が負うということだが、果たして実際それでいいのかという問題がある。多くの事業が補助執行としてあるが、市長部局といつも連携がとれるようにしないといけない。

(松本教育長) 最終責任は市長にあるが、執行上の責任は教育委員会にあると考える。

(里見委員長) 執行上の責任とは何か。

(松本教育長) 重要なことは、教育委員会が出たことを踏まえ市長と協議している。また、市長との協議が必要な案件は、総合教育会議の議題になろうかという認識でいる。しかしながら、責任は委任のつもりでやっている。

(里見委員長) 市民や市議会議員も含め、教育委員会へ事務が権限を含めて全部きていると誤解されている部分がある。

(石井委員) 教育委員として色々な場面に表立って行く際に、補助執行事業について質問を多々受けることがあるが、どこまで責任をもって意見を述べればいいのか、曖昧であると感じる。

(水島委員長職務代行者) 市議会議員や一般の方から質問を受けた時に明確に答えることができない。

(井口委員) 一般の方々が教育委員会に権限が無いことについて、ご存知でないことは問題である。

(里見委員長) 市長部局で補助執行事業を担当する部署があって、機会があれば教育委員会に出席してもらうなどして、議会や市民に見せないといけないと思う。

(永尾こども未来部長) 創生計画を担当している営業課がある。創生計画の項目の中に、補助執行もあり、幼保一体や待機児童、教育関係もみな包括されている。その話をする際は、部長や所属長に出席してもらうよう進めていくのも一つの方法かと考える。

(里見委員長) 子どもの教育・保育や子育て支援は、三木市創生計画の中で最も大きな柱の一つであり、市長部局と教育委員会が一体となって進めていかなければならないものであり、その目的は、若者の人口増加に繋げることである。市長に責任があり、こちらにはないというのではなく、やるからには、0～15歳までの教育を教育委員会で責任をもって対応するようにしていかなければならないと思う。

(松本教育長) これで終わりではなく、一つ一つ具体的なことが出てきたらまた議論させていただきたい。

\*\*\*\*\*

## 6 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

委員長が、次回の教育委員会定例会の開催予定日時について諮り、

平成28年5月20日（金）、午後2時00分から開催することを決定した。

\*\*\*\*\*

## 7 閉 会

委員長が、平成28年4月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者